

令和 年 月 日

主治医 殿

徳島県立つるぎ高等学校  
校長 古味 俊二

学校において予防すべき感染症と診断された場合による受診証明について（依頼）

学校保健安全法および学校保健安全法施行規則の規定により、生徒が学校において予防すべき感染症にかかった場合には出席停止の措置をとり、欠席扱いをしない教育的配慮を行います。

つきましては、次の生徒が学校において予防すべき感染症に該当する場合、御多忙中のところ誠に恐縮ですが、受診の証明をお願いいたします。

## 受 診 証 明 書

( ) 年 ( ) 組 ( ) 番氏 名 ( )

病 名 ( )

安静加療期間 令和 \_\_\_\_年 \_\_\_\_月 \_\_\_\_日から令和 \_\_\_\_年 \_\_\_\_月 \_\_\_\_日まで

令和 \_\_\_\_年 \_\_\_\_月 \_\_\_\_日

医療機関及び医師名 \_\_\_\_\_ 印

### ※ 学 校 処 理 欄

校 長	教 頭	教務課長	保健主事	養護教諭	担 任

- (備考) 1 受診証明を受けた生徒は、登校の際、1週間以内に受診証明書をHR担任へ提出してください。
- 2 HR担任は、該当生徒から提出された受診証明書を養護教諭へ提出してください。
- 3 保健主事は受診証明書を教務課へ提出してください。